

## 会議録

会議の名称	平成22年度第7回下水道審議会
開催日時	平成22年11月22日 午後2時1分から午後4時3分まで
開催場所	保谷庁舎1階会議室
出席者	委員：村田会長、神山副会長、柿原委員、加藤委員、金子委員、島田委員、林委員、山本委員 事務局：坂口都市整備部長、安藤下水道課長、大平主幹兼)係長、篠宮主査、阿部主査、高橋主事
議題	1 下水道使用料等について 2 答申案 3 その他
会議資料の名称	答申案（訂正後） 第6回議事録（訂正後）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>開会</p> <p>○事務局（安藤下水道課長）： 定刻を少し過ぎましたが、ただ今から第7回下水道審議会の開催をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 本日、都合により野田委員、末光委員から会議を欠席するという連絡がございました。本日の会議は定足数に達しておりますので有効ということで報告させていただきます。 本日の資料として、会議次第、会議録・答申案（訂正後）が机の上に配付されていると思います。確認のほどをお願いします。 漏れがなければ、これから審議会に入らせていただきますので、会長よろしくお願ひいたします。</p> <p>○村田会長： 本日は委員の皆さんご苦勞さまです。早いもので本日で第7回目の会議となります。8回目が、予定では答申ということでございますので、本日は実質的に最後の審議会になるかと思いますが、漏れの無いようまとめてまいりたいと思いますので、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願ひを申し上げます。</p> <p>1 下水道使用料等について</p> <p>○村田会長：</p>	

会議次第に沿いまして、先ず、議題1「下水道使用料等について」でございますが、この案件について事務局からのご説明をお願いいたします。

○事務局（安藤下水道課長）：

本日は、前回宿題でございました資料16の下水道使用料のシミュレーションがございまして、その中でメリット、デメリットを説明していただきたいというようなご意見がございましたので、それについて本日説明をさせていただきます。大平主幹より資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料16 ケース別メリット・デメリット、水量区分に関して事務局（大平主幹）による説明

○事務局（安藤下水道課長）：

今、主幹からメリット、デメリットについてのご説明をさせていただきました。まとめとしては、各CASEとも平成21年度より汚水処理経費回収率は上っております。ということは、少しでも経営健全化になっているということは間違いのないと思います。一方で、回収率が100パーセントに至らないということでございますので、一般会計からの繰出金の依存は免れないということが分かるかと思えます。

いずれにしても、経営健全化と繰出金の減少には、今回の改定によって効果があると考えておりますので、この辺が大きな1つの今回メリットということも考えられるのではないかと考えています。

私の方からまとめてして、このように報告させていただきます。

○村田会長：

事務局の方から説明が終わりました。何かご質問のある方、いらっしゃいますか。

○島田委員：

基本的には、今最下位ですからそれを脱出することが目的と、前のときにおっしゃっています。中期的には多摩の平均に近づける、将来的には100パーセントを目指す。これは変わらないわけです。そうすると、CASEを色々出していただいたのは、どこを目がけて出していただいたのですか。とりあえず中期でしょう。そうすると、10年後ですね。10年後に多摩平均値に行くように色々ケーススタディしていただいた。これは、どれがそれに当たるのか分からないです。

○事務局（安藤下水道課長）：

今回の基本的な考えというのは、今、島田委員がおっしゃられた通りに中長期という形で、中期的には多摩平均、長期的には独立採算制の原則で100パーセントというのが前回から申し上げているところでございます。今回のシミュレーションではどれを目指すのかということでもありますけれども、担当としましては本来なら100パーセントは行きたいというものはあるのですが、これは単価が一举に上がってしまいますと、市民の皆さまからの納得というのはいただけないだろうというのは1つ思っています。また、中期、長期と言いましても、今この経済状況、不況自体もあります。それと、西東京市も人口も右肩上がりやや伸びていっているような状況でございます。このよ

うに今西東京市が変化しているということがあります。その中で、長期的に、中期的に見ていって、この料金体系がいいのかという質問になりますけれども、私としては当面は3年から4年ごとに見直して行くのが望ましいのではないかと考えています。その中で多摩平均、最終的に独立採算制の100パーセント、こういう手段が一番望ましいのかなと考えていますので、現在のCASEからそれをすべて補うというふうには思っておりません。したがって、問題は市が今一般会計からの繰り出しとして21億2千万円近く出しているということが非常に問題になっておりますので、それを幾らかでも減らして、一般会計は別の事業も抱えていますので、そちらの方に費用を向けて市民サービスを高める。下水の方は、受益者負担というのですか、使った人から適正に料金を徴収するというようなことが原則でございますので、そういう考えのもとで今回私もこの案を示させていただいております。だからこれが絶対ですよという話ではないのです。私としては、3年から4年、ある程度サイクルを見ながら見ていく。そういうことが、さっきもまた繰り返しになりますけれども、当然今の不景気な経済、やや右肩上がりの人口、あと節水などをされている方もたくさんいらっしゃいます。それらある程度見る必要があるのかなと考えていますので、目指すところは同じですけれども、やり方としてはそういうステップを踏んでやっていくという考え方です。

○島田委員：

そこは理解できるのですが、私が今ちょっとくどく申し上げたのは、100パーセントを目標だけれども、とりあえず中期としては多摩平均につけるのだという大前提があるわけでしょう。これでもちゃんとそういうふううたっているわけです。これは揺るがせないもの。それに対してどういうステップで行くかという整理をしないと、CASE4でどうですかと言っても、先どうなるか分からない。それは分からないけれども、目標を示し、今考えられる範疇で整理するところなる。だからそれには急に上るだとか、色々な問題があるけれども、どういうステップで行くかという話でないに進まないと思うのです。ただスポットで、CASE3でどうですか、4でどうですかと言われても、では 10年後、多摩平均にそれでどうなのか分からないわけで、3年ごと見直すならそれでいいわけです。見直して、ただ目標はそれなのだから、それに対してのステップは今こう考えられる。だからこうするのだというものが必要だと思います。くどく申し上げるのは、この前の審議会は10パーセント上げました。ですが、あれはだめでした。これでは切ないと思うのです。だから、それは、ターゲットとしてそれに向かって行くステップの整理ができていないからです。やってみたら、節減されたから収入が減ったからだめでした。だから前の設定はだめだった。これでは、やった人は切ないと思うのですよ。その轍を踏まないためにも、目標は10年後そういうふうを決めたら、それに向かってこういうステップで行くのだという整理が必要だと思います。

○事務局（安藤下水道課長）：

島田委員の言うことはよく分かります。要するに、目標の捉え方を見てどうやって進むべきかということとは分かります。しかしながら、前回の料金改定も決して誤りではなかった。結果がついてこなかったというところだと思うのです。したがって、今回私どもとして考えているのは、3年から4年を、10年すれば3年見れば3回見直しの時期があるわけですね。その中で、今の状況でいいのか、悪いのか。もし悪ければ、過

去反省して検証してそれをただして行くというようなやり方で進んで行くのがやり方だと思います。今回は、前回の検証をさせていただいています。先ほど言いましたように、実際一律10パーセント改定しまして、結果がついてこなかった。そういうところからですけれども、その反省を踏まえて、西東京市として市の人口の形態とか社会体制とか、そういったものに加味されないで一律10パーセント上げてしまったというのが大きな反省点だと思います。今回は使用料体系を見直して、市の人口に合った、利用者に合った、その中をある程度体系を見直す中で料金改定を図って行こうというのが1つの大きなところでもありますので、一挙にここで何年後にはこうなる、何年後にはこうなるということは、繰り返しになりますけれども、今、経済情勢ががこうであるし、人口の伸びだってやや伸びますからちょっと読めないところがありますけれども、今は3年から4年ずつで見直しを検証しながら、中期的には多摩平均、長期的には100パーセント、これを大前提に進めて行くというのが目的でございますので、今回はその1つのステップだというふうに考えていますので、ここでああしよう、こうしようというのは非常に難しいかなと思っています。

○島田委員：

そうすると、また同じことなのです。

○加藤委員：

よろしいですか。非常にいいご指摘だと思うのですよ。シミュレーション結果を出して、さあ、この中から選べと。これを選べば15億増える、これは10億というような、この中から選べということは本末転倒の議論でございまして、そもそも何で使用料改定をするかという、合併したときにサービスは高い方に、負担は低い方ということで田無に合わせたところから、収益構造がだんだん悪くなってきて、気づいてみたら多摩地区で一番悪くなってしまった。前回も一生懸命使用料改定はしたわけですが、他市も改定しているわけで、相変わらず最下位のところは免れなかった。それに対する反省が非常に強かったのも、何とかそこを抜け出したいというところがあって恐らくシミュレーションされて、収益構造を改善されようというところを中心に作業を進めてこられたのと思うのですけれども、委員のご指摘は非常に良くて、ではそのビジョンに向かって今何をすべきかといったら、まずいのは、一番大切な水利用の実情と使っている水と受けている受益というところの費用と負担のミスマッチを起こしているところを見直さないで、単に10パーセントずつ上げたというところに原因があるわけで、ですから今回は、西東京市誕生10周年の中で、西東京市の市民の水の使い方に合った水量区分で新しい使用料体系に乗りかえるということがまず初めの一歩で、何パーセント上げたら何パーセント増えるかというのは非常に予測が難しく、余りそこに目が行ってしまいますと、それよりもまず何よりも、使っている水の量に応じてどのぐらい負担していただけますでしょうかと。それが見えてきた段階で、ある程度それを何回か繰り返していかないと目標に近づけないと思うのです。

ですから今回一番大切なことは、使用料体系を見直すのだと。西東京市の実情に合った形にどうすれば変えられるのか。その結果、収益構造が後ろからついてくれば、それでいいと思うのです。10億上るとか15億増えるということじゃなくて、使っている水に応じて適正に負担をしていただく。ですから、見ていると小口が軽かったのですね。水を使わない人たちに対して非常に負担が軽かった。これは市民にとってはとて

もいいことなのですけれども、その結果、本来別なことに使える税金が下水道に流れ込んでしまったのだと。普及率高いですから、税金で払うのか料金で払うのか一緒だと言ってしまえば身も蓋もないですけれども、でも本来福祉とか介護とかそういうことに使う、教育だとかに使えるお金が下水道に入ってきているのはよろしくないでしょうというのはその通りだと思います。ですから、それが少しでも結果的に収益構造の改善につながればということで、CASE1、CASE2、CASE3、さあ、どれで行きましようかという選択は、方向を変えた方がいいのかなという気がするのです。

○島田委員：

10年後に平均値に合わせるためにどういうステップで行くか。課長が言われるように、人口も変わるでしょうし環境も変わる。だから今こういうふうに想定してこういうふうにした。そうすると、10年後にこうなります。3年後に見直して、その条件を見直したらこういうふうに変ったから、またそれはこういうふうに変えましょうという、条件を今きちんとしておけば、見直すときも楽ですし、フォローもしやすいわけです。だれが見てもわかるわけです。ところが前回のは、やってみたら水量は合いませんでした。

○加藤委員：

そうなのです。ですから、人口が変わろうが水の使い方が変わろうが、一番何が変わらないかといったら、使った水の量だけ負担をしてもらおう。そこは変わらないわけですから、では使った水の量に応じてどういうふうに負担してもらいますかという、そこを見直せば、まず今回の審議会としては1つの成果だと思うのですね。ですから、前は10パーセント値上げすれば10パーセント増えれば26番が少しは上に上るのかなぐらいのところまで考えていたと思うのですけれども。

○島田委員：

私は、結論的には何で前回のものがうまくいかなかったかという、おっしゃるよう使用料です。ですけれども、固定費というのは変わらないわけですが、量に拘わらず。だから量で変わらないものは全員に割り振っちゃって、使用料に関係するところだけ、それは頑張った頑張らないで変動がある。そうすると、固定費というのを個々に割り振ったから、それをやると急に金額が上がってしまう。ですから、それを3年ごとステップ・バイ・ステップでこうやって見直して行く。とりあえずは、今回はその固定費の分この位を見込んで、その次にはこの位、この位。そうすると、10年後には平均値に追いつくはずであろう。それは、その時点で見直してやってみないと分からないという、何かステップが必要かなと思います。私が申し上げたのは2つで、固定費は固定費で、それを分割して見直す。という発想なのです。そうでないと、いつまでたっても、色々やったけれどもだめでしたで終わっちゃうのは寂しいかなと思います。

○村田会長：

考え方によっては、島田委員は同じ轍は踏みたくないという意識が相当強いと思います。

それでそういう形でやっていったらどうかということだと思います。基本的には、

一般会計から繰り出ししていますから、これはやはり減らしていかなければいけないという大前提があります。下水道は下水道で何番目とかいうことはありますけれども、私は一般会計を早く正常へ戻した方がいいのではないかと。市民のサービスはそれだけなくなっているわけですね。ですから、それを極論すればゼロにすればいいのですけれども、それは、それこそ3年、4年でゼロになる状況ではないと思いますので、残念ながら前は、10パーセント上げたけれども実質的には7パーセント前後、思うようにいかなかったということで、今回は水量区分云々の考え方でいってみようということなのですけれども、これですっといければいいでしょうけれども、またどこかで変わる可能性もあるのではないかと思います。

○加藤委員：

ですから、次はそれこそ単価を動かすとか、最終的には島田委員おっしゃるように固定的な経費と変動的な経費を分けまして、それを完全に割り振るとすることも可能なのですけれども、今一遍にそれをやると、多分使用料を3倍ぐらいにしないとそういう仕組みに持っていけないのです。でも突然、下水道使用料3倍と言ったら、とても市民の皆さまの受け入れるところではなくなってしまいますので、それはやはり段階的にやってくる必要があります。まず今回は、水の使い方に合った形に直しましょう。経費配分を変えるのはそこから先にまた段階的にやっていけると思うのですけれども、一度にそれをやりますと余りにも、市民の皆さまにとっては受け入れ難いような結果になると思います。

○島田委員：

おっしゃる通りです。ですから、私は一度にとは言っていないです。10年後にこうだから、今はこうこう、それを毎年とりあえずは、今年はこう、来年はこう、3年後に条件設定を見直して、それでいいかどうかステップを踏んで上って平均値に近づけるということです。ですから、それは重々分かっています。

私が何でこんなことをお話しするかというと、市民に対して私は何と説明したらいいのか。何とはなしに、この数字でという言い方はできないでしょう。これはこういうことで平均値に向かって行くには必要がある。しかし、今分る範囲でやるとこうなる。だからこれはこういうふうにご負担してくださいという話ししか出来ないのではないですか。

○加藤委員：

その通りですね。

○島田委員：

そうでないと説明が付きませんと。

○加藤委員：

その通りです。ですから、島田委員のご指摘のように今回は10年後の目標に向かって初めの一步はどこまでやるのですかと、そういうことですね。

○事務局（安藤下水道課長）：

さっき申し上げたように、経済、人口動態も、もう年々日々変わっています。これを固定的にずっとこの例えばCASE1ならCASE1でずっと行くというわけではないのです。現在、西東京市の中でどれが適しているのですかというところのご議論だと思うのです。そのご議論いただいた中で、また3年あるいは4年後にそれが検証されて、その結果、上るのかまた逆に下がるのかという話になりますけれども、それは今回の考え方としては、今加藤委員が言われたように、前回の検証を踏まえて水の使い方、このグラフなのですから、これに沿った考え方に基づき進めていって、単純に前回の一律10パーセントという考えは、これはもう前回は検証できていますので、水の使用量に、即した形で体系を変えましょうというのが今回の数字です。もし体系が変わってそれがいいという形であれば、やはりまた何年かかけて検証する必要があると思います。これが100パーセントじゃないと思います。3年、4年後になってまた市民の形態がどうなっていくのか、また経済がどう変わっていくのかというのがありますから、長期的な視点に立って、中期的な視点に立って見るのは非常に大事だと思いますけれども、今現在は前回は踏まえて、一律というのではなくて水の量に、使用実態に合わせた、実態に合わせた料金の見直しというのが一番大事な視点かなと思います。

だから今回はCASE1からCASE4まで出ささせていただきました。あくまでもこれは参考です。例えばCASE1の場合は伸び率15パーセント、回収率は59.8パーセント。CASE2にすれば伸び率20パーセント、回収率62.8パーセント。CASE1で回収率は59.8パーセント、現行52.1パーセントですから、それでも7.7ポイント上るわけです。ここでもうある程度の一定の成果はあると思います。ただ、多摩平均値には届かないという状況です。ただ、現実的に人口の動態とか社会情勢もございますので、これが数字上の通り59.8パーセントの回収率が行くのかという、何年後で、3年か4年後に検証する必要は十分にあるのかなという考え方を持っていますので、中期的に捉えて3年から4年を目途に定期的に見直して行くというのが大事なことじゃないかなと思っています。最初から10年後の目標がこうだからというのは、もう決まっていることです、多摩平均というのは。だからそれに向かってどうやって行くのか、それをどう検証して行くのかということが大事かなと思っていますので、私どもとしては、3年、4年ごとに見直し検証は今後ともやって行く必要があるのかなと思っています。

○島田委員：

そうすると、CASE4でいったら、何年後に平均値に届くのですか。

○事務局（安藤下水道課長）：

CASE4で行くと、ここの表では汚水処理経費回収率は74.1パーセントですよね。

○島田委員：

何年後ですか。

○事務局（安藤下水道課長）：

今多摩平均が91.6パーセント。そうすると、一挙に20幾つ上っていますので、40パーセント上ってしまいます。そうすると、本当に中期も行かない間に回収率は多摩平均になると思います。ただ、これだけをやって、伸び率は42パーセント、それで本当に皆さんに納得していただけるのですかというところもあるかと思っています。

○島田委員：

その辺を整理していただかないと、ここに数字が並んでいるからこれでいいでしょうではなくて、目標は多摩平均値10年というのがあるのですから、これでいったら何年でこうなるよというものがなかったら比較にならないです。ただCASE4、CASE3では、市民は分からないと思うのです。これだけを私は議論というか、お話しするつもりはないのですが、整理の仕方というのはそうするのではないかなと私なりに思っています。そうでないと市民は判断がつかないのです。

○村田会長：

前回の審議会では一律10パーセントということで答申したと思いますが、残念ながら実質7パーセント前後ぐらいで終わったということで、では今回はどうするのだということで、いわゆる水量区分という体系に変えたわけですが、一律じゃなくて。だからそこから出発して行くしかないのではないかと思うのです。ですから、それが10年後と今こだわっておられる市の、多摩では何位ですか。私は正直言って順位というのは、行政の方がこだわっているというような感覚を持っているのです。それは一律的に早く上げて早く持って行ってしまえばそれなりに順位は上るでしょうけれども、段階的という過程があると思うのです。それこそ今島田委員が言われたように、上りました、ではあなた方はどういう説明をするのだと言われたときに、我々が説明できないのが一番困るわけです。その中で、今回は水量区分体系、料金体系に変えていったのだと。その中でたまたま4つですか例を挙げたわけですがけれども、本来我々が計算すれば一番いいわけですがけれども、そこまで我々もできませんから、そういう形でやって、その中から緩やかな形で選んで行きましたというような説明を私はしようかと思っていますけれども。

○島田委員：

それを市民にいかに説明するかなのです。そうすると、富士山の頂上目がけて多摩平均値で行く。今考えられるところはこうやるから、5合目からこうやって上る。だけれども、途中で崖崩れがあったらそれは行程も変わりますし、色々費用も変わる。それはそれでそのときに見直せばいいわけです。ともかく、今富士山の頂上へ向かって考えられるのはこうだからこうするのです。そのステップが今ここですよという話をしないといけないと思います。

○村田会長：

その段階でいけば、急激な上昇というのは無理です。正直言って、説明できません。

○島田委員：

ですから急に金額が上がると問題です。そうするとそれを毎年上げる、ちょっとずつ上げるのか、3年ごとにステップ・バイ・ステップで見直して行うのか、そうすると、10年後には頂上にたどり着きます。けれども、今のやり方で行くと、何か分からないけれども、いつ頂上に着くか分からないわけですね。

○村田会長：

でも踏み出すことは事実ですからね。

○加藤委員：

ただ、審議会の性格上、委員を務めていらっしゃる任期中の使用料を議論するので、10年先云々というのは予測困難なのです。多摩の中位というのは非常に相対的な数字です。西東京市も値上げしますが、他の市町村だって値上げ考えていますから、そうすれば西東京が上がっても、他はもっと上っているわけですから、相対的な目標で、余りそこをねらうよりも、少なくとも次期使用料改定の期間において今ここで何をすべきかという議論をすることが大切で、今までの使用料体系のもとでは、多分20パーセント値上げしようが、いいとこ改定率の3分の2、多分12～13パーセントしか増収しないともうわかっているわけです。だからそういう基本的なプラットフォームな構造の所を直しましょうというのは非常に大きな一歩だと思うのです。十分市民に説明できるのではないかと思うのです。何パーセント上げるかというのはそこから先の話でございまして、とにかく半分は繰入金に依存しているなんていうのは決していいことじゃないわけですから。ですから、それが結果的にどのくらい上るかというのは目標値として10とか15という数字はあるかもしれませんが、余りそこを出してしまいますと、値上げを市民に強いるための審議会みたいな話になってしまっていて、だから何を提言して行くのだということが重要だと思うのです。

○島田委員：

そうですね、要は市民にいかに納得してもらうかなのです。それには、こうだからこうするのだということが必要なのです。

○加藤委員：

数字ではなくて理念だということですね。

○島田委員：

今このデジタルな世の中ですから現状ではこう予測するのですというもので、ですからそれはそれで正しいのです、現状では。けれども、時代が変わるとまた変わるかもしれない。それはそれで見直せばいいのです。

○加藤委員：

ということは、具体的な数字をご提案申し上げて、それに移動があってもやむを得ないというお考えだということですか。

○島田委員：

移動があったら、条件を見直せばいいのだからです。

○加藤委員：

ということであれば、前回もそうですね。10パーセント値上げして7パーセントしか増えなかったから今回やりましょうと言っているわけですから、だからその繰り返しだと思うのです。

結果が違えば見直すならそれでいいのではないですか。前回だって一生懸命考えたと思うのです。ただ、予測する要素が非常に多いので、数字が1回出ると独り歩きをしまして、数字の通りになってないじゃないかと責められるわけです。前回について、今私たちが検証しているわけで、でも立場を変えれば、今度は、私たちが出した数字がまた問われるかもしれないわけです。だから、もちろん、数字なしにこういう時代に議論できるかといったらそうなのですけれども、数字は結果的についてくるものなのです。ですから、市民の皆さまにいかにご理解をいただくか。そのためには数字も必要なのですけれども、いかがですか、ご婦人の委員の方々も、増収のことはご理解いただいているのです。それができるだけ低い方がいいのだけれども、少々の我慢はしても、半分も繰り入れもしてもらっていて、しかも最下位なんていうのはよくないとも思っています。

○柿原委員：

順位はどうでもいいのです。それだけ、下水道事業の方に予算を使っているというのは、私もちょっとよくないと思います。

○村田会長：

毎年増えているわけですね。

○柿原委員：

そうですね。だから、今回少しでも値上げをして、それで、少しでもといたしましょうか。

○加藤委員：

そうなのですね。10年後に結果的に真ん中になっていないかもしれないけれども、それはそれでしょうがないよというのはありますね、一生懸命やってきているのだよというのはありますからね。

○村田会長：

またご発言は、いつでもおっしゃっていただきたいと思います。とりあえず、事務局からの説明はこれですべて終わったわけですので。事務局の方から何かまた追加説明がございますか。

○事務局（安藤下水道課長）：

事務局からですけれども、前回、会長からありましたように、本来なら第7回ということで、日程的にはここでまとめの作業に入ってくるという状況のところなのです。今回5月に市長から諮問を受けまして、今日まで色々活発な意見をいただいている中でございますけれども、その辺を会長から、少し整理をさせていただきながら、まとめていただければと思っています。その中でまた色々ご質問なりございましたら、それでまたお受けしていきたいと思いますので、スケジュール的には形なりには今回ということがありますので、会長の方で整理を進めてさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○村田会長：

ただいま事務局から審議会としての諮問事項に関して最終確認と整理のお話がありました。私の方から今までの審議の経過から、皆さまに、ご確認方々お諮りをいたしたいと思います。

まず最初に、先ほども申し上げましたけれども、現在まで一般会計からの繰出金が非常に多いため、下水道事業の健全化が課題として今日まで挙げられているわけがあります。また合併から10年経過する中で、西東京市としてはどうあるべきかが課題としてあるわけがございます。審議会の中で、事務局からの資料や説明により、本市の財政状況や下水道施設の使用実態がお分かりになったと思います。委員の皆さま全員共通認識をお持ちになり、慎重に審議を重ねてまいったわけでございます。

そこで、基本的に前回の使用料の改定の検証結果を踏まえて、西東京市の使用水量の実態に合わせた料金体系、いわゆる水量区分の見直しを図り、結果として増収につなげ、下水道事業の健全化を図って行くことが重要であります。下水道使用料の改定はやむを得ないという見解に立つとともに、まず、委員皆さまの合意が得られているということを確認させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○村田会長：

それで、これから一番重い話になると思います。ここで、CASEについて皆さまのご意見をお聞きしたいと思います。今事務局から説明がありましたが、小口節水者や経済弱者、大口使用者にも配慮し、また大きな負担増にならないCASEが見え、絞れてくるのが望ましいかと思えます。その辺のご意見を順番に委員の皆さまからお伺いしたいと思えます。

順番にですが、金子委員、いかがですか。

○金子委員：

今会長から言われましたけれども、加藤委員も言われていましたが、いわゆる節水型社会という形で使用水量が減る。当然料金も減るわけですがけれども、ここで押さえおかなければいけないのは、下水道料金は大口の人ほど単価が高くなるという、いわゆる逦増制料金をとっていますので、水量が減った以上に料金が下がってしまう、こういう欠点を持っているわけですね。それで、節水型自体は、当然我々市民というか我々は心がけなければいけないことですから、単価が上がればなおさらのこと節水を志向して行く、これは逆に言うと好ましいことなわけです。そうすると、下水道会計として見れば料金収入が下がってしまう。そのときに全体の費用というのは変わる、絶対賄わなければいけないといういわゆる受益と負担という意味での下水道会計が、受益者負担の原則に基づいて独立採算でやられているという、これはサービスと、使用者とその対価の関係がはっきりしている事業ですから、そういう意味では我々は本当は掛かった経費全部負担しなければいけないわけで、そうすると足らなくなった分をだれが負担するのかという問題、課題を抱えてくるわけですね。

それで、先ほど加藤委員が言われたように、使用実態に即した形に費用配分するのが一番好ましいと。これはその通りです。ただ、どういうふうに費用配分するのか、これは決して簡単なことじゃなくて、変動比でしたら均一の量に対して均一の単価を掛ければいいのですけれども、固定費は全体パイが決まっていますから、どういうふ

うに配分するのかという問題がある。まして、固定費の中でも資本費というのは総投資額が配分されるわけで、その総投資額というのは、先ほど島田委員が富士山に例えましたけれども、今後50年とかという下水道計画の中では、本当に確定するということはなかなか難しいわけです。逆に言えば、今の時点がもう既に投資がオーバーぎみかもしれない。それは分からない話。これから改良だとか更新だとかを迎えれば、そのときの物価水準がどうなっているによってまたどれだけになるかも分からない。そういう意味では、3年とか5年の刻みで必要な資本費を必要な形で配分していただくというのが好ましい。その場合に、100パーセント全部負担していただければ、これは汚水回収率100パーセントで一番好ましいわけですが、残念ながら西東京市さんの場合は半分ぐらいしか回収できていない。そうすると、一遍に100パーセントというのは難しいので、どういう刻みで直して行こうかというところが課題だと思うのです。

今まで長々しゃべった中で、ポイントはいわゆる逓増制の料金体系と独立採算の原則、この2つを維持してやって行くという形をとるとすれば、差し当たって今の料金体系、基本的な体系、逓増制と受益者負担は維持していかなければいけないのだろう。全部フラットにするとかそういうことではなくて、維持していかなければいけないのだろうと思うのです。それで、具体的にはそれをどういうふうに料金の体系の中に押し込めたらいいかと考えたときに、私は、前回、きめ細かく使用実態に合わせてランクを区切って、単価も変えて、限界範囲も変えてというのが望ましいと発言したと思うのですが、それは結構大変な作業なので、今もしこの時点で市民の方に説明できるようなやり方とすれば、一律というよりは逓増制のことを考えれば、現行の刻みである単価の刻みは維持しておいて、使用実態に即した水量区分をそれに合わせて幅を広げていったりしながら直して行くのが一番分かりやすく説明がつくのかなと考えております。

それを考えますと、先ほどのCASEの中で言えば、料金の刻みを変えないというのはCASE1とか2であって、CASE3だとか4は、基本料金の水量を変えるだとか単価も変えるだとかというような発想になっていきますので、そんなことを考えますとCASE1あたりをベースにして考えて行くのが適当なのかなと考えております。

○村田会長：

ありがとうございます。後先になりますけれども、神山副会長、ひとつお願いいたします。

○神山副会長：

私も、今回は水量区分を見直すということが多分改定のポイントになっていると思いますので、それが一番シンプルに分かる1を進めて行くのがいいのかなというふうに思います。

その前提で何点か申し上げたいのですけれども、料金の値上げにつながるということですので、当然、利用者の負担が増える。利用者の負担が増えるということなのですが、答申案も読ませていただいたのですが、幾つか記述はあるようなのですが、改めてこの審議会の場で確認をしていただきたいと思いますのですけれども、料金の値上げということを市民の方々に求める前提として、市として内部努力というのですか、下水道をこれまでこういう努力をしてきました、あるいはこれからこういう経費削減の努力をしていきますということが極めて重要になってくるのかなと思いますので、そ

の辺をもう一度、事務局の方からご説明いただければと思うのですけれども。

○事務局（安藤下水道課長）：

神山委員のおっしゃられることは、多分負担を市民だけに求めるのではなくて、行政側も努力せよというような内容かと思いますので、何点か行政側で努力する部分について触れさせていただきます。

既に報告書でも答申書でも書かせていただいたように、高金利で借り入れた市債を低金利で借りかえた制度、公的資金保証金免除繰上償還を継続して今後も実施して行く。そのことによって下水道会計の健全化を図って行くことが1つです。それは平成19年から21年度の3か年でこの繰上償還を行いまして、実際に19億円の削減効果がありました。やはり6パーセント、7パーセントの高い利率を1.5とか2パーセント程度で借りられたということで、その辺の効果はあります。今年度もまだ1件残っていますので、これについて今申請を行っているところであります。引き続きこの努力を行って行くということです。

2つ目に、くみ取りや浄化槽の使用をしている方が現在おられます。前回の説明の中でも申し上げましたが、西東京市はまだ100パーセントの普及率ではありません、96.3パーセントですか、約3.7パーセント近くの方がまだ未接続な世帯でございますので、これらについても今後公共下水道の接続、要するに水洗化について積極的な取り組みをして行くことも大事ではないかと思っています。

3つ目に、公共下水道に流入し使用料の対象とならない不明水というのがあります。不明水というのは、一般的には下水道料金は水道のメーターの指針から徴収するのですが、それ以外の水が清瀬水再生センターに行きます。その差を不明水と言うのです。この不明水の大きなものとしては雨水がある。場合によっては地下水が上がって管に入っていくって、それが処理センターに行くというようなところもありますけれども、基本的には、なるべく雨を防ぐような形をとって行く努力をしなければならない。端的に言えば、道路にマンホールがあるのですが、マンホールには何か所か穴があいています。そこから雨水が入るような状況にもなっておりますので、今後それらの解消に向けて何かの工事の際には、穴のあいてないマンホールに取り替えて行くようなことも考えて、不明水の減少に向けた対策をとって行く必要があると考えております。

4つ目に、下水道管渠などの維持管理業務です。これは関連市町村、この辺の近隣市町村でも結構なのですけれども、各市町村でも同じような業務を行っています。それらを、広域的に同じ業務を、統一して会社に委託などをして一連化することによって経費の削減が図られるというようなことの取り組みを今検討しているところであります。それによって維持管理費の費用の削減が図れる。

5つ目に、これも既にお話をさせていただいておりますが、現在、汚水ポンプ場が市内には3か所ありますけれども、そのうちの2か所を廃止しまして自然流下方式で行って、維持管理費の削減の努力を今後行っていきます。今年度の予算ですが、ポンプ場の維持管理費について1年で約6,000万程度掛かっています。これは年によって変わりますけれども、大体6,000万程度。これが今後ポンプ場を廃止すれば必要なくなって行きますので、これもかなり大きな維持経費の削減になって行くかなと思います。

これら5つを今後計画的に進めていって、市民に負担を求めるだけではなくて、行政側も努力して行くということも必要ではないかと思っております。今、神山副会長が

おっしゃられたことを引き続き行政として努力していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○神山副会長：

続けてもう一つ。そういった努力は前回、前々回も色々議論はあったと思うのですが、下水道についての広報活動という話がありましたので、下水道の役割とか重要性とか必要性等を含めて、ぜひ市民の方々にしっかりPRしていただければと思います。恐らく、そういうことをやられているというのを市民は肌では感じてないと思うのです。行政側も努力しているのだという部分をしっかり伝えないと、なかなか値上げの理解というのは得られないのかなと思います。

○事務局（安藤下水道課長）：  
分かりました。

○神山副会長：

それともう一点、先ほど私CASE1がよろしいのではないかと申し上げたのですけれども、この審議会の中でも何回か出てくるのですけれども、人口も伸びているとかそういうようなお話もあります。今回かなり体系の大きなモデルチェンジ、料金体系のモデルチェンジというところもありますので、伸び率で行くと15パーセントというお話のようなのですけれども、前回が10パーセントやって届かなかったというところもありますけれども、いきなり15パーセントという数値を持ち出すのではなくて、体系の区分を変えると。区分自体の数は変わらないですけれども、水量のスパンが変わるというところを周知するというところで、これは私の個人的な意見になってしまうかもしれないのですが、10パーセントぐらいのところまで3年間様子を見てみたらどうかという気がします。

というのは、先ほど島田委員からもお話があったのですけれども、答申案の5ページにはしっかり書かれているのですね。4行目、5行目ぐらいですか、「むすび」のところにあるのですけれども、数字は別として26市の平均を目指します、最終的には100パーセントを目指します、とりあえず今回は料金区分をこういうふうに変えます。将来に向かってまた色々な状況を見て料金の改定も行っていきますというふうなことが記述されていますので、そういうことを踏まえて10パーセントという数字でいかがかなということを個人的に提案させていただこうかなと思います。

○村田会長：

ありがとうございました。委員に順番にお聞きをしたいと思います。柿原委員、ひとつお願いいたします。

○柿原委員：

私は、さっき島田委員が言われように、長期でというふうに考えると、それなりの値上げをした方がいいのかなとも思うのです。ですけれども、私たち生活している者としては、余り急にたくさん上がると負担が多くなると思うのです。私は前回CASE3がいいのではないかしらと言ったのです。大体10年後ぐらいには100パーセントというふうなことを考えると、このぐらい値上げをしないといけないのかしらというふうにする

ごく危機感を持ちまして言ったのです。でも、今、金子委員、神山委員からの専門的な方々のご意見を聞いて、それをどうやって説明したらいいのかしらと思ったのです。適切に水量区分だけを変えていくという形でやってみて、それこそ3~4年後にもう一度見直しをして、少しずつ上げて行くという形の方が健全と思います。そのようなことから、私も、CASE1が支払う方としては一番いいのかなと思いました。

○村田会長：

ありがとうございます。では、林委員、ご意見をお願いいたします。

○林委員：

私は、この委員をさせていただいたときに、独立採算制が守られていないということにすごく驚きまして、これは覚悟してでも高くしなければいけないのだという感覚が強くなってしまったのです。それでこの間は、同じようにCASE3ぐらい、CASE4はちょっと高過ぎるぐらいからCASE3ぐらいで妥協しなければいけないのかなという意味で申し上げたのですが、皆さんのご意見を色々聞いていまして、そうか、確かに一消費者としては余り高くない方がいいですし、順番に少しずつ上げて行くという方が皆さんに説明しやすいと思う。そういう感覚になればCASE1なのかなとは思っています。ただ、CASE1で大丈夫なのかなという心配もあります。

○村田会長：

ありがとうございました。山本委員、お願いいたします。

○山本委員：

西東京市は、若い方々がたくさん転入して来ていると思います。反面、企業の転出という寂しい実態もあるのでありますが、そういうところで行くと西東京市の自治体財政は非常に安全経営されていると、思っています。

その中で今回の下水道料金の見直しについて、私が前回話したのは、審議会としてはっきりしたものを打ち出すのがいいのかどうかという、非常に悩ましいなと思っていました。ただ、一方で、先ほどあったように将来的な、本来であれば100パーセントとなれば、CASE4のちょっと上ぐらいだと思いますけれども、そこを最終目標としながら途中途中でいったときに、単純に割れば10年で15パーセント、15パーセントで15パーセントぐらい上げていかないと、3年で15パーセント上げて、15パーセント上げて、15パーセント上げてとしないと100パーセントクリアにならないなという見方も出てきます。そのときに、この間の回収率、CASE1だと59.8パーセントですから、果たしてこれが本当に先々見たときに激変緩和で3年間はCASE1、次に見たときに、もしかしたらCASE2に移行して行く、次はと、急激に、だんだん上がって行くようなカーブですね。そういう形になって行くしかないのかなという見方で今見えています。ですから、先々見たときの100パーセント目標を出しながら、皆さんに理解してもらって、そのために、今回この考え方なのだというやり方をしっかり浸透していければいいなと思っていますけれども。

○村田会長：

ありがとうございました。それでは加藤委員お願いします。

○加藤委員：

市民の皆さんにとって、急な値上げで、結果的に物すごい請求書が来たら理解されると思いません。ですから単価とかをいじらずに水量区分だけ変えてみて、3年後の見直しというのが、今までの皆さんの意見と基本的に一緒なのですが、それでCASE1がよろしいのではないかと思っております。

○村田会長：

分かりました。では、島田委員お願いします。

○島田委員：

私は今度の答申書の素案は非常によくできていると思っております。ただ、2～3ご説明いただきたいなということがあります。それを伺ってから最後の4ページの数字は数字で入れていただければいいのではないかと思います。話が前後しますが、素案の3ページの中ほど、「しかし、建設に伴って発行した市債の償還金」云々でもって、「下水道事業は短期的な視点でなく、中・長期的な視点に立つことが必要である」と。私はその通りだと思うのです。ですけどさっきからの議論の中では、そんなものは見えないのだよと、全然逆のことを言っているわけですね。私は、この素案は非常によくできているし、これはさすがだなと思ったわけですが、ちょっとそんなことを思いました。

ご質問したいのですが、4ページ目の上から3行目「経済的弱者や節水型社会並びに経済不況による大口利用者等」云々とあります。経済的弱者というのは、この前のお話では一般会計で処理するということでした。ですとここの議論には乗ってこないのではないかと。これが1つ。

それから、その下の方へ行って汚水の区分で、「浴場汚水については、下水道料金の改定は行わず現行のままとする」、これの心はどういうことなのか。

それと、5ページの真ん中にあります、「改定の時期については」云々とありますが、「改定時期は平成23年の早期とすることは、妥当であるとの結論に達した」。これはそうだろうと思うのです。そうしなければいけないだろうと思うのですが、そのために市民にどうやって説明するかというのは、これは書面に残すこととは別にして必要だと思います。だとすると、その時間がこの間にあるのかどうなのかというのが、私の疑問です。それからもう一つ、6ページ目の上に「雨水浸透施設助成事業」云々で、「一部の公共施設にも雨水利用施設が設けられておりこれらの事業推進に取り組むべきである」、これは一部というのはどういうものなのか、これが分かりません。以上、4つご説明ください。

○事務局（安藤下水道課長）：

まず1点目、経済的弱者というのは減免の方だけではないのです。例えば、お年寄りの方で収入がない人が、その中に1人、2人世帯っておられますね、経済的には入らない。そういう人たちも含めての話なのです。というのは、一般的に働いている人は当然給料をもらいますけれども、高齢者の方にとっては、働いていませんので、その中で1人世帯、2人世帯の方がいらっしゃいますから、それらの方も経済的弱者というように意味合いにさせていただいております。ですけれども、減免している人も含ま

れていますよということでもありますので、部分的に捉えているものではないのです。

○島田委員：

それは理解できるのですよ。ただ、これを市民に説明するときに、100パーセントを目指すのだ、10年後に多摩の平均値へ行くんだ。そこが、その中に含まれるのか含まれないのか。要するに一般会計で処理するものであれば、料金改定の中には、特に入らないのです。ですから受益者負担ですから、自分のものについて責任を持ってくださいという格好での動きですから。

○事務局（安藤下水道課長）：

今言ったように、前回の資料でお示したように、生活保護とか障害者とか、そういった方は仕事をしなくてもできない方とか色々弱者はいますから、それは市の施策としてやっていますので、それは一般会計から行う。私どもが経済的弱者と言っているのは、そういう人たちではなくて、通常の方で老人の世帯とかそういった方のことを言っていますご理解願います。

○島田委員：

ですが市民としては、受益者負担ですから、人のものまではカバーしたくないよという人がいると思うのです。要するに自分のものは自分で責任持つよ、ですから、それは応分の責任を持ちます。ですがこの人たちは別でしょうというものであるならば、除いておいていただいた方がいいのかなというのがあるところだと思います。

○事務局（安藤下水道課長）：

次に浴場の関係ですが、市内には4つの浴場があります。その中での経営状況というのは、今家庭にお風呂があったりしていますので経営は苦しいというような状況ですので、ここでまた上げてしまいますと、さらに追い打ちをかけるような状況になってしまいますので、浴場を楽しみにしている人、自宅にない人などのためにも、浴場は存続していただかないと非常に困るというところで、現行のままにするというふうにさせていただいています。

○島田委員：

そういう理解をするので、前の経済的弱者と一緒にではないかなと思います。要するに受益者負担としてその分もカバーしてください、今度の料金値上げはそういうものも入っているのですよと言うのか言わないのかなのです。ですからそういう面では、上の経済的弱者と同じなので余り触れない方がいいのかなという感じを抱いたのです。

○加藤委員：

水道料金と下水道使用料というのは一緒に集めているのですけれども、これは全く違うものなのです。水道料金というのは、島田委員がおっしゃるように徹底的に受益者負担です。飲料水やお酒と一緒に、飲んだ人がみんなで持ちなさい。ところが、下水道使用料というのは公共料金なのです。公共料金というのは、非常に公共性の高いもので、生活弱者に一般会計とか生活扶助とか、そちらからの補助があるのですけれど

も、それになじまないぎりぎりの人たちもいるわけです。そういう方々分についてもみんなで同じ市民なのだから、仲よく持ち合いましょよという部分があるのですね。とことん受益者負担の原則を貫いて、あなたが使ったのだからあなたが全部100パーセント持ちなさいという、これは水道料金の世界になってしまうのです。下水道使用料というのは、もともと公共用水域の水質の保全とか、お金にかえられない、みんなで守っていきましょよというようなものを担っている料金なのです。ですから、同じ市民でみんなで持ち合いましょよという部分が残るのです。費用の性質性から。全国的にそういう性質のものだというふうにお考えいただいた方がいいのです。

○島田委員：

私は、それ十分承知で言っているのです。承知で言っているというのは、いずれにしても、どこかからは、費用が出なければいけませんから。今回値上げする中に、そういう人たちのものも入っているのか入っていないのかというのがあります。

○加藤委員：

入っているのです。

○島田委員：

そうすると、何でその分も、それは税金の中でやるものじゃないですかとの話が出てきます。

○加藤委員：

とすれば、それを説明していただければよろしいのではないですか。この答申案とは別に、使用料改定のPRをして行く中でそういうご説明を加えていけばよろしいのではないのでしょうか。PRの方法だと思えるのですけれどもね。答申案にそこまでは普通書かないですよ。

○島田委員：

ですから、逆に触れなくてもいいのではないかと。

○加藤委員：

触れないわけはいかないと思います。

○島田委員：

そうですか。

○加藤委員：

これはもう下水道使用料の話をしているわけですから、こういうのを落としてしまうと、逆にどうなっているのですかというお話しになるので、PRの過程において水道料金とは違う性格なのですよという部分を答申書とはまた別な形でPRしていただければよろしいのでは。ご指摘のことは非常によく分かるのです。受益者負担、受益者負担、独立採算という言葉が頻繁に出てくるので、私もこれは気になっているところな

のです。それを本当に言うなら、島田委員のおっしゃるような話になってしまうのですが、ただ、もともと下水道使用料というのは、公的な業務をみんなで担って、みんなで西東京市を支えているのだよという、そういう料金なのです。だから、水道料金とは徹底的に違うのです。給水停止とか水道はしますけれども、下水道は使用料を払わなくたって枘を止めちゃったりしませんからね。

○島田委員：  
それは私の意見だけです。

○事務局（安藤下水道課長）：  
あと、3つ目の市民周知の関係ですか。

○島田委員：  
そうです。

○事務局（安藤下水道課長）：  
これはまだ素案の段階ですので、必要となれば入れますが、基本的な考えとしては市民周知の問題としては、当然市報や広報を使って載せる。あとはホームページです。前回もそうだったのですが、市民に一番周知しやすいのは、水道料金の請求シートがありますね。そのときに、下水料金を改定しますという周知を入れるのですよ。それは全世帯に行きますから。広報だと見ない場合がある。それが行きますので、一番効果が高いので、前回もそれを使わせていただいて、そのおかげで余り苦情等はなかったと聞いていますので、そのことをやって行くことで市民周知を図って行くこと。

○島田委員：  
詳しい、文言はいいと思うのです。

○坂口都市整備部長：  
附帯意見の中で、(1)の中にPR活動の充実に努めるべきだというところが入っていますけれども、もし必要であればその23年度の早期とすることは妥当であるけれども、市民周知に努めるべきだ、理解を得られるべきだというのをこの中に入れてもいいと思いますので、その辺はまた事務局の方で。

○島田委員：  
私が思ったのは、23年度の早期とすることが時間的にできるのかなと思っただけです。

○坂口都市整備部長：  
それは、できればそういう形でやらせていただきたいと思いますけれども。

○事務局（安藤下水道課長）：  
水を使うのは夏場が一番多いと統計上あります。したがって、事務局としては、夏場を前に気持ち的にはやりたいなと思っています。ただ、市民周知はそれで不十分だ

という形になれば、もう少し延ばさざるを得ないのですが、基本的には何とか夏場までにやっていきたいなど。しかし、これは、最終的には市長、議会という決定機関がございますので、決定機関の意見を聞きながらこの辺は進めさせていただきたいと思っています。事務局としては、下水道使用料は水の使用量によって決まってくるので、一番水を使う夏場を目途にやりたいなどと思っています。

○島田委員：

時間的に、答申も今出さないと来期に間に合わないわけですね。予算から始まり、料金改定のコンピューターのシステム変更などありますね。そっちの方の問題があります。広報の問題もあります。後が大変ですね。時間的にこういうふうに書いてしまっていていいのかなと思いました。

○事務局（安藤下水道課長）：

ご懸念の件ありがとうございます。

最後の質問の公共施設の雨水利用ですが、現在、公共施設では12か所ほどで使っています。雨水を地下に溜めて、それをろ過して、例えばトイレの水、洗浄水、いわゆる大便器ならばその流す水としてですね、それらに使ったり、あと校庭散水、学校ですが、これはスプリンクラーと言いますけれども、校庭のほこりが行かないように晴れた日とか風が強い日は水をまく。ほこりが立たないようにするという校庭散水。あとは屋上緑化にも使っています。あと、ビオトープという観察池のようなものがあるので、これらに使っています。こういうことが一部の公共施設に使っているということでもあります。

○島田委員：

分かりました。

○村田会長：

一通り委員にお伺いをしたのですが、抵抗があると思いますが、いかがですか。この中ではどれがいいかということで、ご発言願えますか。今まで皆さん申し上げられてきた意見の中で、島田委員お伺いしたいのですが。

○島田委員：

難しいですね。というのは、CASE1ですと26位脱出しないわけです。今も26位で、CASE1にしたら26位。料金は上げたけれども脱出しない。どっちが目的なのか。さっきからくどく申し上げているように、多摩平均を目指してということでしょう。ランクは上がらないのでもいいのですかねという、逆の感じがするわけですが、そうすると、ランクを上げるような格好にしなければいけないのかな。それはどうでもいい、とにかく入れるだけでいいのですよ。それならそれでもいいのですけれども、ずっと来たのは、富士山山頂目がけてやってきているのですから、ここで、5合目で上を見てどうでもいいのですよなのか疑問です。ですからCASE1というのが、心がよく分からないのです。

○事務局（安藤下水道課長）：

CASE1からCASE5、幅広く提出させていただいたからまた余計に混同したというふうなことだと思いますけれども、基本的には、これも再三言っておりますけれども、一般会計からの繰り出しを減らすことが目的であります。その結果ついてくるのが、経費回収率が多摩平均、100パーセント独立採算制が最終目的であります。現在においては、一般会計から非常に大きな繰り出しをしまして、これを解消しようというのが、一義的な目的でありますので、率を伸ばすということも大事ですけれども、今現在一般会計の繰り出しをできるだけ減らすというのが、第1回の資料で示しましたように行政改革の中で示していますので、これが一番の当面の目標かなと思っています。その辺はそのように捉えていただければ幸いです。

○島田委員：

私としては、その何位というのが錦の御旗だと思っていましたけれども、今のよう一般会計に少しでも貢献できるならばいいのだということならば、市民としてはその方がハッピーです。それでいいならばということですけれども、くどいようですが、いつ頂上へ届くのかなというのは別の話になってしまいますね。

○村田会長：

ありがとうございました。ここで休憩をしたいと思います。40分になったら再開をしたいと思います。

(午後3時30分 休憩)

(午後3時38分 再開)

○村田会長：

ちょっと早目ですけれども会議を再開したいと思います。

今一通り委員の皆さま方のご意見をお伺いをいたしました。私なりに今整理をさせていただきましたが、その確認として皆さんにお諮りをしたいと思います。

まず1として、水の使用実態等により料金単価の変更のないCASE1がいいのではなかろうかという意見が出ました。また附帯意見として、利用者の負担を求める以外にも市の内部として経費の削減を求めるといった意見もありました。また、これらについて急な増額をせず、激変緩和措置を講じること。今、島田委員の方からも発言がありました浴場汚水については現行の通りとする。その他に節水に配慮したものとする。それから、CASE1におきまして15パーセントの改正という表がありますが、前回の例もありますように、10パーセントぐらいのところ3年間様子を見てみたらどうかなかという意見もございました。まとめると、以上のような意見でございます。皆さまのご異議ございませんか。この他に何かあればと思います。

もし異議がなければ、事務局の方で、よろしいですか、このまとめ方で。

○事務局（安藤下水道課長）：

まとめの中で1点、先ほど神山委員から言われました15パーセントではなくて10パーセントという案がありましたし、また島田委員からちょっとという話もございましたので、この辺に関してはもう一回、できれば15パーセントは、CASE1という話もありますけれども、できれば私どもとしては、全委員の承認を得てまとめていきたいという

こともありますので、今その辺で議論が分かれたかなと思っています。したがって、本来なら今日が最終なのですが、もう一回この辺の部分についてご議論をお願いしたいなと思っていますので、その辺はいかがでしょうか。

○村田会長：  
どうですか、委員の皆さん。

○事務局（安藤下水道課長）：  
それで、例えば10パーセントという意見もございましたので、その辺も資料を添えて次回開催させていただければお出しして、また議論をさせていただければなと思っていますので、会長の方はいかがでしょうか。

○村田会長：  
皆さま、それでよろしいですか。

○金子委員：  
それは水量区分を変えるという意味の、区分のスパンを少し変えて料率が変わるという話なのですか。単価はいじらないということなののでしょうか。

○事務局（安藤下水道課長）：  
やってみないと分からないのですが、基本的には体系を変えるということはこの場で認識を皆さんいただいたので、これはそのまま移行します。ただ、単価については、まだ議論はほとんどされていけませんので、できれば体系の中でやりたいと思っていますけれども、どうしてもこれができなかった場合は、若干単価もいじらざるを得ないのかなと思っています。ただ、これはシミュレーションしてみないと何とも言えませんので、次回の審議会の際に、その辺をまたご説明させていただきたいなと思っています。

○村田会長：  
それでよろしいですか。

○金子委員：  
基本的には、単価もいじって水量区分もいじってというと、ここの話の、今までの前提になってきたものが全部ある意味で崩れてしまうので、分かりやすさという意味で単価のこういう並びは変えないで、適用の水量区分のスパンを変えること、使用実態に合わせて直すことで今回の説明をしようと言っていますから、できればその範囲でなるべくやっていただければと思いますけれども。

○事務局（安藤下水道課長）：  
分かりました。

○村田会長：  
そうしますと、次回というのは17日以前にやるようになりますね。

○安藤下水道課長（安藤下水道課長）：

そうですね。今回は17日ということで最終8回目ということでお話しさせていただいております。さっき、会場を調べましたところ12月6日の月曜日に何とか会場が確保できました。ご都合の方はよろしいでしょうか。

○村田会長：

ということで、皆さまご都合よろしいですか。よろしければ、そのようにいたします。

○事務局（安藤下水道課長）：

調整ありがとうございます。まとめますと、12月6日の3時からということで、場所は4階の理事者室ということでよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○村田会長：

4階の理事者室で行うということで、委員の皆さんひとつご出席のほどお願いいたします。

## 2 答申案について

○村田会長：

それでは、次に入りたいと思います。議題2の答申案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（安藤下水道課長）：

前回、答申の素案を配付いたしまして、その間、ご意見がございましたらということで色々をお願いをしたところでございます。その関係で意見や要望等がございましたので、その辺の修正した箇所について主幹の方からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

### 案の字句修正等に関して事務局（大平主幹）による説明

○村田会長：

ただいま事務局から説明がありましたが、他にご意見、ご要望がございましたら発言をお願いしたいと思います。

○島田委員：

先ほど申し上げたPRですね、PRをするのにホームページであるとか、料金表に云々ということがあったのですが、先日の市民祭りをやったときなども、本当ならワンブースでも作って下水道のイベントをやられたらよかったのではないかと思います。参加市民は、15万人強集まっているでしょう。下水道というのは、市民は普段目に触れてないわけです。ですから、こんなにお金がかかっているのだよ、こういう大変なものだよというのを逐次目に触れないと理解できない世界だろうと思うのです。空気みたいなものですよ。止められりゃ困るけれども、普段は当たり前になっているわけ

です。ですからそういう面でのPRが必要です。会場を見ますと、ごみ減量推進課は3つぐらいブースをつくってやっているわけです。あれはすごいなと思いました。ごみ減量推進課を見習うべきだなと思ったのは、有料化に移るときには、各地区地区を説明して歩いているわけです。それで市民に浸透させてきているわけです。下水道としては、そういうことをお考えなのかどうなのかということも、ちょっとお伺いします。もしCASE1で行くならば余り負担にならないからいいのかなとも思います。もう少しショックがあるならば、その位の気構えでPRをして、この際もう市民に正直なところを知ってもらって対応した方がフェアでないかなと思ったわけです。ホームページだ何だといったって、ホームページは人口のどのぐらいの人が見えていますかということです。あれは掲示板に張り出しましたというのと同じですから、市民のわずかな人が見ているだけです、広報には知恵を使っただけ、本当の広報をお考えいただいたら、市民も理解しやすいかなと思ったわけです。

○事務局（安藤下水道課長）：

貴重な意見、よく分かりました。今後何ができるかというところも含めて検討させていただきたいと思います。確かに私どもとしては、下水道事業に対しては理解されていないというのは実感として分かりますので、何ができるか、今後検討させていただきたいと思います。

○村田会長：

他にご意見、ご要望ございますか。

○柿原委員：

市報なんかにも、ちょこちょこっと載せていただくといいんじゃないかしら。下水道のことについて載っているかなとか思って、いつも見ているんですけども、そうは載ってないので。委員となってからすごく興味を持ちまして、今まで私が見た中で載ってなかったの。

○事務局（安藤下水道課長）：

市報に載せる下水道関係の記事というのは、例えば、浸透枘の助成事業などがあります。また年間計画に基づいての市報掲載は行っております。下水道の日というのがあります。これは東京都と全市、23区が連携し、一斉に広報しているというのもあります。掲載内容等につきましては、今後検討させていただきたいと思います。

○島田委員：

ごみ減量推進課は、「エコ羅針盤」なんて別にペーパーを作っておられたりします。あれは本当に肝入りでやっておられるなと思います、色々教えられるところが多いのです。それに引きかえ、今の柿原委員のお話しではないけれども、どこに出ているということになってしまうと、ちょっと寂しい感じですね。

○柿原委員：

私もきっと、委員にならなければ全然興味はなかったと思います。ですけども、以降、一生懸命見て、市報に載ってるかなとちょっと気になるようになりましたの

で。

○事務局（安藤下水道課長）：  
貴重なご意見ありがとうございます。

○村田会長：  
何かまた別なご意見、ご要望があれば。

○神山副会長：  
ついだと言っていますが、市民祭りみたいなのをやられているのであれば、ある区では、区役所と都の下水道局がタイアップして、区民祭りにテントを張って下水のPRをしたりしていますので、ですから、余計なことかしれませんが、流域下水道本部か何かにか声をかければ多分喜んで一緒にタイアップできると思います。あと清瀬水再生センターの見学とかも、もし見学でしたら、流域下水道の方で喜んでやっていただけたらと思いますので。

それから、金子委員から節水というお話がありましたけれども、そういったことも料金上のことはありますが、流れとしてそういうものを書くことはありますので、そういったこともPRしていったら逆にいいのかな。水に対する触れ合いとか水の大切さというのを知ってもらう意味で、料金は減るかもしれないのですけれども、節水ということも高めていただけたらいいのかなと思います。料金は減るかもしれないのですけれども、大したことはないかもしれませんが、流域処理の分担金を市が払っているところがありますので、それが若干なり減る。

もう一つは、答申案に書かれているのですけれども、雨水利用とかそうのかなというところもあろうかと思えます。いったことをどんどん進めていっていただきたいというのがあります。不明水もありますし、余計な水がセンターに行くとその分だけ料金が掛かってしまうというところもありますので、浸水対策の面からも有効ですし、地下水の涵養というか、そういった清らかな水を、入れてくるような水を涵養するという面からも浸透というのは大事だと思いますので、そういったことも答申の中に触れられているようなのですけれども、そういったことも大事だということをぜひ記述していただければと思います。

○村田会長：  
ありがとうございました。答申案の中に、今、神山副会長もおっしゃられたように、何か盛り込んだ方がいいよというご意見がもしございましたら、ひとつご発言をお願いしたいと思います。

もしなければ、また次回このことを検討させていただきたいと思えます。

### 3 その他

○村田会長：  
特にないようなので、議題3に入りたいと思えます。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（安藤下水道課長）：

事務局から議題3「その他」ということで説明させていただきます。

まず、議事録について主幹より説明させていただきますので、よろしくお願いいたしますします。

○事務局（大平主幹）：

私の方からは、会議次第の資料、第6回会議録ということですが、これは訂正済みをご配付しておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

○村田会長：

会議録の取り扱いについては、第6回分ですけれども、これでよろしいですか。

特にないようでありますので、ご確認できたということで、次の事項に入りたいと思います。事務局、何かございますか。

○事務局（安藤下水道課長）：

最後に日程の確認ということで、急遽12月6日、第8回をお願いしたいと思います。場所については、この保谷庁舎の4階の理事者室です。それが終わりますと、第9回につきましては前回確認済みなのですが、12月17日（金曜日）午後2時ということで、会場は場所を変えまして、田無庁舎地下1階に集まさせていただきます。そこで、答申内容をご確認していただきまして、よろしければ、予定では、3階の市長室の隣に応接室がございますので、そちらの方に2時半から3時ぐらいにかけて市長の方に答申をお願いしたいと思います。これは村田会長から代表して答申する形になります。では、次回12月6日ですので、よろしくお願いいたします。

○村田会長：

ただいま事務局より、第8回、9回の2回にわたっての日時。8回が12月6日午後3時、保谷庁舎の4階理事者室、第9回が12月17日午後2時、田無庁舎の地下1階の会議室ということで、よろしいですね。ひとつご了解いただきたいと思います。

他に何か、事務局の方からございますか。

○事務局（安藤下水道課長）：

特にはありません。

○村田会長：

それでは、本日の審議会はこれをもって終了したいと思います。どうも長い間、お疲れさまでした。

午後4時3分 閉会